

三 部費未納ニ關スル件

現在自動車部費、未納ハ車庫ハ八、九十ノ三ヶ月、各
支部ハ九十ノ二ヶ月何レモ未納ニナツテ居ルカ、如
何スルカト種々協議、結果左ノ通り異議ナク可決
九月一ヶ月分ケケ免除スルコト

其他、未納日分ハ次ノ部會迄取纏メ納入スルコト
三 職首者、部費開待遇方法ニ關スル件

協議ノ結果支部ノ役員ニナツテ居ラナイ者ハ席任委
員トシテ自動車部ノ機關ニ參其スルコト

尚出席ノ際一日一圓ノ交通費ヲ支給スルコトニ異議
ナク可決

四 十一月分、未復職者ニ對スル生活保証ノ件

此ノ前ニ部會ニ於テ決定セルカ、其ノ金ノ支出方法ヲ
協議シタイト諮リタル結果、臨時徴收シナイテ十一、

十二、一ノ三ヶ月ヲ限度トシテ毎日十銭ノ部費ヲ二十
錢トシテ徴收、其ノ内ヨリ補給スル事トシテ其ノ額
ハ左ノ通り決ス

大金	五十圓	山田	四十五圓
篠田	四十圓	植村	六十圓
鈴木	四十圓	井上	三十五圓

五 犠牲者退職手当算定方針ニ關スル件

大正九年以來ノ爭議ノ際ノ犠牲者ノ退職手当ハ其ノ
程度々々ニ切離サレテ居ルヲ重大ナル損害テアル
故此ノ際運動シテ賞ヒタイト一同ニ諮リ運動方法ハ
席任委員一任ニ異議ナク可決

六 支部大會議案ノ處置ニ關スル件

汝谷 新宿各支部大會ニ於テ決定セル部會提出議案
ハ席任委員會ノ考へ提出シテ次ノ委員會ニ於テ再討